

名張市中山間地域所得確保推進業務 仕様書

1. 業務名

令和3年度 名張市中山間地域所得確保推進業務

2. 履行期間

契約締結日～令和4年3月18日 まで

3. 対象地域

対象地域は、下記の地域（以下、「中山間地域」という。）とする。

- ① 地域振興立法の対象地・・・国津地域（旧国津村）
- ② 農林統計上の中間農業地域または山間農業地域・・・箕曲地域（旧箕曲村）、赤目地域（旧滝川村）、錦生地域（旧錦生村）、南古山（旧古山村の一部）

4. 受益者

受益者には、中山間地域における2者以上の農業者を含めること。

5. 業務の目的

農業生産上の条件不利地域である中山間地域では、農家の後継者不足や高齢化の進行に伴い、農業生産活動の継続が困難となっている。

しかしながら、中山間地域の農業は、食料の安定供給や多面的機能の発揮の面で重要な役割を担っている。

このことから、今回、名張市の中山間地域に適した農林作物など、これまで埋もれていた地域資源を既存・新規を問わず広く発掘し、新たな特産品として開発することにより、中山間地域の産業の活性化と所得増加につなげる。

特産品の開発と所得増加に当たっては、生産・加工、流通、販売にかかる総合的な戦略を所得確保計画としてとりまとめ、実践することにより行う。

6. 所得確保計画の策定

(1) 計画期間

令和3年度から令和5年度

※本業務は令和3年度の単年度事業として実施するものであり、令和4年度以降の目標達成にかかる取組のための財源等の追加措置は無いものとする。

(2) 目標達成年度

令和6年度

(3) 成果目標

①販売額の10%以上の増加

※投入コストを考慮した上、所得額の増加割合を10%以上増加

②流通・加工コストの10%以上の削減

7. 業務の仕様

- A. 要綱・要領において明記されているもの。(1) から (4) は選択、(5) 及び (6) は必須とする。
- (1) 国内市場、海外市場に関するマーケット調査
 - (2) 消費者に対する消費動向調査
 - (3) 農産物生産・加工、流通、販売に関する現状の調査、分析
 - (4) 高収益作物導入などの生産から販売までの戦略検討
 - (5) 所得確保計画（案）及び計画策定のための検討資料の提供
 - (6) 計画の実践（計画初年度の取組）
- B. 名張市における6次産業化の取組促進にかかるもの及び波及効果をもたらすもの。
- (1)～(4)は最低限必要な業務の内容であり、詳細については、事業者の創意工夫による提案内容とする。また、実施に当たっては、名張市のほか、委託・連携先との役割分担を明確にした上、取り組むものとする。
- (1) 特産品化候補作物の絞込み
 - ① 「名張野菜」アンケート調査
名張市内の中山間地域の農業者等に対し、今後、特産となり得る高収益作物「名張野菜」に関するアンケート調査を行う。名張野菜は、既存・新規の区分、生鮮向・加工向の区分を問わず、幅広く収集する。
 - ② 市内消費者等の消費動向調査
加工品開発にあたり、名張市内の食への関心が高い消費者層を対象に、消費動向調査・ニーズ調査を実施し、加工品の商品化にあたって求められるものを探求する。調査の実施に当たっては、市内食育関係部門との連携を図る。
 - (2) 特産品化候補作物の試験栽培
特産品となり得る農産物（概ね3～5品目以上）について、生産意欲ある農業者と連携し、中山間地域における栽培適地において試験栽培を行う。試験栽培に当たっては、今後、中山間地域における所得向上につながるよう、平地と中山間地との比較栽培（最有力候補作物等1品目以上）によるデータ採取に努めるなど、生産技術の確立に努める。
 - (3) 加工品の試作と販売受容性の把握
 - ① 特産品となり得る農産物について、加工品の試作（3品目。一次加工品を含む）を行う。
 - ② 市内業者と連携し、商品・メニュー開発を行う。開発に当たっては、市内の名産店やカフェ等（10店舗以上）に対し、特産品となり得る農産物または一次加工品を提供し、新商品・新メニュー（既存商品・メニューの原材料変更を含む）に向けた共同開発の働きかけを行う。
 - (4) 「名張野菜」等のブランド化と販売戦略の策定等

- ①「名張野菜」等ブランド化にあたり必要となるネーミング、ストーリー、ブランドロゴ、パッケージング等の要素を検討し、報告書として取りまとめる。
- ②「名張野菜」及び今回開発商品の市内外におけるマーケティング調査を行い販売戦略を策定し、試行販売等の販売促進活動を行う。

8. 実施のための名張市関連計画等

本業務の実施に当たっては、下記の名張市の関連計画における考え方を十分に踏まえ反映すること。

- ア. 第3次名張市農業マスタープラン（2018-2027年）
- イ. 名張市山村振興計画（2021年3月）
- ウ. 第2次名張市ばりばり食育推進計画（2020-2024年）

9. 実施のための連携体制

本業務の実施に当たっては、市内の食に関する生産・加工・流通・販売業者並びに消費者との連携を図るものとし、提案に基づき実施する業務にかかる連携体制及びスケジュールを提案すること。

10. 再委託等の制限

受注者は、本業務の全部若しくは大部分を一括して第三者に委任（委託）し、又は請負わせてはならない。ただし、本業務の一部を委任（委託）し又は請負わせる場合であって、予め書面で報告し名張市の承諾を受けた時は、この限りではない。なお、受注者は、委任（委託）先の行為についても全責任を負う。

11. 成果品の納入

(1) 紙媒体

- ア. 業務実施報告書
- イ. 所得確保計画（案）
- ウ. 所得確保計画策定のための検討資料
（各書類：正・副本各1部）

(2) 電子媒体

電子データは、Microsoft社製のWord、Excel、PowerPointで利用可能な形式とし、貼り付け用に作成した元データも合わせて納品すること

(3) 納品場所

名張市鴻之台1番町1番地 名張市役所 農林資源室

(4) 納品期限

令和4年3月18日まで

12. 成果品等に関する知的財産権の取扱い

本業務において発生する知的創造物や成果品等に関する一切の知的財産権は、名張市に帰

属するものとする。

13. その他

- (1) 事業の実施に当たっては、中山間地域所得確保対策実施要綱（令和3年1月28日付け2農振第2612号農林水産事務次官依命通知）及び同対策実施要領（令和3年1月28日付け2生産第1917号農林水産省生産局長通知、令和3年1月28日付け2農振第2613号農林水産省農村振興局長通知）に定めるところによるものとする。
- (2) 事業の実施に当たっては、業務の遂行上知り得た個人情報にかかる保護体制を確立し、守秘義務の遵守と適切な管理体制を構築すること。併せて名張市個人情報保護条例（平成15年3月28日条例第1号）及び名張市情報セキュリティポリシーを遵守すること。
- (3) 本仕様書の内容及び解釈等について疑義が生じた場合、その他特に必要があると認められた場合は、発注者と受注者の間で協議を行い決定する。

